

社会福祉法人新座市社会福祉協議会 一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法 一体型)

新座市社会福祉協議会では、男女全ての職員の雇用環境を整備することで働きやすい環境をつくり、仕事と家庭を両立しながら能力を十分発揮し、安心して働き続けられるよう、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2 内 容

目標1：年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間7日以上とする(次・女)

【対 策】

令和2年5月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握(継続)

令和2年8月～ 各課で取得状況を確認し、課題点を取りまとめて、次年度に向け改善する(継続)

目標2：事業所ごとに週1日を「ノー残業デー」とする(次・女)

【対 策】

令和2年4月～ 水曜日を「ノー残業デー」と設定し、所定外労働の適正化に努め、早期退社の啓発をする

業務の都合上実施できない事業場においては、他の曜日に設定し、週1回はノー残業デーを実施する(継続)

目標3：地域との連携を図るため、インターンシップやボランティアを受け入れる(次)

【対 策】

令和2年4月～ 小学生、中学生、高校生のボランティア体験を積極的に受け入れ又はボランティア先の斡旋を行う(継続)

令和7年4月～ 大学等のインターンシップを積極的に受け入れる(新規)

目標4：全ての職種の労働者に占める女性の割合を30%以上にする(女)

【対 策】

令和4年7月～ 女性が活躍する職場であることを積極的に広報する(継続)

令和5年7月～ 育児や介護等の事情があっても働きやすい職場環境へ向け、関係制度の周知や利用促進を行う(継続)